

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

規則	二二七
訓令	二二七
告示	二二七
公告	二二七
〇福島県事務委任規則の一部を改正する規則	二二七
〇福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令	二二七
〇救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件	二二七
〇土地改良法の定款の変更を認可した件	二二七
〇土地改良法により換地処分をした件	二二七
〇道路の区域を変更する件五件	二二七
〇道路の供用を開始する件二件	二二七
公告	二二七
〇県営土地改良事業の工事が完了した件四件	二二七
〇土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	二二七
〇随意契約の相手方を決定した件	二二七

規則

福島県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年五月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第四十四号

福島県事務委任規則の一部を改正する規則

福島県事務委任規則（昭和四十四年福島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第二十六号を次のように改める。

二十六 削除

附則

この規則は、令和七年五月二十六日から施行する。

（行政経営課）

訓令

福島県訓令第十一号

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年五月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県事務決裁規程（昭和四十四年福島県訓令第二号）の一部を次のように改正する。
別表第二の8の表都市総室の部まちづくり推進課の項中6を削り、7を6とする。

附則

この訓令は、令和七年五月二十六日から施行する。

（行政経営課）

告示

福島県告示第三百六十五号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を令和七年五月二十一日救急病院として認定した。

令和七年五月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

名称

所在地

医療法人誠励会ひらた中央病院

石川郡平田村大字上蓬田字清

令和一〇年五月二〇日

水内四番地

（地域医療課）

福島県告示第三百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、高木用水土地改良区から令和七年五月一日付けで申請のあった定款の変更について、同月十四日認可した。

令和七年五月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

（農村計画課）

福島県告示第三百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、令和七年五月十五日矢川原地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。

令和七年五月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

（農村基盤整備課）

福島県告示第三百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和七年五月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道玉川 鏡石線	石川郡玉川村竜崎字神ノ前五番一地从先から岩瀬郡鏡石町成田六七一番地先まで	変更前	A 六・五〇 二八・〇〇	二、〇五六・〇〇
		変更後	A 六・五〇 二八・〇〇 B 一一・〇〇 四五・〇〇	二、〇五六・〇〇 一、六八四・〇〇

（道路計画課）

福島県告示第三百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和七年五月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)

県道矢吹
小野線

西白河郡矢吹町中沖五五四番地先から同 郡同 町中沖二二八番二地先まで	変更前	A 一〇・〇〇 一八・四〇	一、〇五三・五〇
西白河郡矢吹町中沖五五四番地先から同 郡同 町中沖二二八番二地先まで西白河郡矢吹町中沖五五四番地先から同 郡同 町中沖七〇八番一地先まで	変更後	A 一〇・〇〇 一八・四〇 B 一一・六〇 六〇・〇〇	一、〇五三・五〇 九〇〇・〇〇

（道路計画課）

福島県告示第三百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和七年五月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道山本 不動線	東白川郡棚倉町大字中山本字大門四八番地先から同 郡同 町大字中山本字畑ケ田二四八番地先まで	変更前	七・四〇 二三・二〇	五八三・七〇
		変更後	一一・五〇 三六・六〇	五八二・〇〇

（道路計画課）

福島県告示第三百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に

ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和七年五月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の 変更後の 別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
一般国道 三九九号	双葉郡川内村大字下川 内字宮ノ下五九番三地 先から 同 郡同 村大字下川 内字宮坂五一八番地先 まで	変更前	A 六・一 三〇・一 B 一一・八 四六・〇	一、三七八・一 一、四四〇・〇
		変更後	A 六・一 三〇・一 B 一一・八 三〇・〇	一、三七八・一 一、三三四・七

(道路計画課)

福島県告示第三百七十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和七年五月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の 変更後の 別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道小野 富岡線	双葉郡川内村大字下川 内字宮坂五一八番地先 から	変更前	A 六・一 三〇・一 B 一一・八	一、三七八・一 一、四四〇・〇
		変更後	A 六・一 三〇・一 B 一一・八	一、三七八・一 一、四四〇・〇

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道三九九号	双葉郡川内村大字下川内字宮ノ下五九番地先から 同 郡同 村大字下川内字宮渡四 九番一地先まで	令和七年五月二六日
	同 郡同 村大字下川内字宮ノ下五九番三地 先から 同 郡同 村大字下川内字宮ノ下五九番三地 先まで	令和七年五月二六日

(道路計画課)

福島県告示第三百七十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和七年五月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道三九九号	双葉郡川内村大字下川内字宮ノ下五九番地先から 同 郡同 村大字下川内字宮渡四 九番一地先まで	令和七年五月二六日
	同 郡同 村大字下川内字宮ノ下五九番三地 先から 同 郡同 村大字下川内字宮ノ下五九番三地 先まで	令和七年五月二六日

(道路計画課)

福島県告示第三百七十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和七年五月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道小野富岡線	双葉郡川内村大字下川内字宮渡五 八番一地先から	令和七年五月二六日
	同 郡同 村大字下川内字宮ノ下五九番三地 先から 同 郡同 村大字下川内字宮ノ下五九番三地 先まで	令和七年五月二六日

同 郡同 村大字下川内字宮ノ下
五四番地先まで

(道路計画課)

公 告

公告第九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により、
原町南部地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）の工事は令
和七年三月二十八日完了したので公告する。

令和七年五月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(農村計画課)

公告第百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により、
飯崎地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）の工事は令和七
年三月二十六日完了したので公告する。

令和七年五月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(農村計画課)

公告第百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により、
馬場西部地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）の工事は令和七
年三月十九日完了したので公告する。

令和七年五月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(農村計画課)

公告第百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により、
片草地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）の工事は令和七
年三月二十六日完了したので公告する。

令和七年五月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(農村計画課)

公告第百三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、次の
とおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和七年五月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

土地改良区の名称
高木用土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 根本 昭吉

同 大沢 和納

同 増子 直吉

同 高橋 直市

同 根本 雅彰

同 川名 忠一

同 増子 安

同 根本 得夫

就任した役員

役別 氏名

理事 川名 博

同 川名 勝典

同 菊地 正幸

同 根本 謹寿

同 根本 康夫

同 菊地 隆

同 穂積 志郎

住所

本宮市高木字大石二五番地三

同 市高木字狐森七番地の二

同 市高木字根岸一〇二番地一

同 市高木字赤木三〇七番地二

同 市高木字高木三八番地二

同 市高木字高木二番地

同 市高木字大屋敷一三番地

同 市高木字根岸五二番地

住所

本宮市高木字中島八〇番地

同 市高木字大屋敷五一番地三

同 市高木字高木六六番地

同 市高木字大岩二八番地

同 市高木字根岸三六番地

同 市高木字大屋敷五三番地

同 市高木字舟場四一番地

(農村計画課)

公告第104号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬及び汚泥処分業務委託（夜間便1号・肥料原料化）について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第37号）第225条第1項の規定により公告する。

令和7年5月23日

福島県県北流域下水道建設事務所長 高坂 宏 哉

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥収集運搬及び汚泥処分業務委託（夜間便1号・肥料原料化） 6,720 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和7年3月17日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
イイタテバイオテック株式会社 福島県相馬郡飯舘村長泥字曲田47番地
- 5 随意契約に係る契約金額
22,000円（1 t 当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

（総務課）